2020 年 10 月 1 日発行

やまもと事務所 News No. 58

今回の menu

Ⅰ.社会保険の等級変更　Ⅱ.最低賃金引き上げ　Ⅲ.各種お知らせ
Ⅳ.よくある質問　Ⅴ.事務所からのお知らせ

Ⅰ.10月支給分の給与計算をする際は、社会保険料にご注意ください！

７月に提出しました社会保険の『算定基礎届』によって、新しい等級（標準報酬月額）が決定し、社会保険料（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料）が変更になる方がいます。また、このたび厚生年金保険料の上限が引き上げられ、給与月額が６３５,０００円を超える方は、新しい標準報酬月額６５０千円となります。**９月分（１０月支給分の給与）から変更**となりますので、給与計算の際にはご注意下さい。

Ⅱ.今年も10月から最低賃金が引き上げられました！

最低賃金とは、正社員や契約社員、嘱託、パートやアルバイトなどの雇用形態や呼称に関わらず、会社がすべての従業員に支払わなければならない賃金の下限額のことです。

１０月から（発効年月日は都道府県による）新しい最低賃金が適用されます。今年は新型コロナウイルス感染症の経済への影響もあり上げ幅は少額ではありますが、給料（月給・日給・時給等）が最低賃金を下回らないよう、ご確認をお願いします。

地域別最低賃金額（時間単価）　＊下記都県は 10 月１日から					
千葉県	９２５円	（＋２円）	茨城県	８５１円	（＋２円）
東京都	1,013 円	（変更なし）	埼玉県	９２８円	（＋２円）
神奈川県	1,012 円	（＋１円）	全国平均	９０２円	（＋１円）

※月給・日給の場合は、通常支払われる賃金を時間単価に置き換えてチェックして下さい。

Ⅲ.各種お知らせ

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置が延長されました

当初９月３０日までとしていた特例・緊急対応期間が１２月３１日まで延長されました。なお、助成率、日額上限（１５,０００円）等の変更はありません。

被扶養者資格の再確認について

10 月上旬から下旬にかけて協会けんぽから「被扶養者状況リスト」が事業主宛に届きます。対象の被扶養者の方々が被扶養者要件を満たしているかご確認いただき、１１月末までに提出して下さい。

失業等給付の給付制限期間が短縮されます

令和２年 10 月１日以降の離職について、自己都合退職の場合、失業等給付の給付制限期間が３か月から２か月となります。（ただし、５年間のうち２回まで。自己の責めに帰すべき重大な理由で退職の場合の給付制限期間は３か月。）

建設業許可申請の様式が変更されました

令和２年１０月１日改正の建設業法等にともない、新様式での提出となります。新様式についてご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

Ⅳ.よくある質問

質問１

本社が東京にある会社の千葉支店で働いています。最低賃金はどうなりますか。

回答

最低賃金は、通常は所属している会社の事業所がある地域によって決まるため、本社がある東京都ではなく支店のある千葉県の最低賃金が適用されます。（一部産業別最低賃金が適用になる場合があります）

最近はテレワークをする人も増えました。この場合も、本来その方が属している事業所の場所で決まります。「完全テレワークで会社にほとんど行かなくなった」場合でも自宅は事業所にはなりませんので、自宅がある都道府県の最低賃金とはなりません。

質問２

退職する社員が、残っている有給の買取を求めてきました。会社は従わないといけないでしょうか。

回答

年次有給休暇の趣旨は「労働者の心身の疲労を回復させ、リフレッシュすることにより、ゆとりある生活の実現にも資する」ですので、退職のタイミングでまとめて付与することは趣旨としては認められません。しかし、労働基準法は労働者を守る法律でもあり、年次有給休暇を取得する権利は退職後には行使することができませんので、退職時に限り買取が認められています。

ただし、保有している日数すべてを買い取らなければならないわけではありませんので、何日分を買い取るかは双方の協議により決定する余地はあると思います。

その場合の会計上の処理については、「退職金扱い」で処理することが多いです。

Ⅴ.やまもと事務所からのお知らせ

このたび、社労士部門を法人化し、事務所の名称をより親しみやすくひらがなの「やまもと事務所」に変更しました。

これまでの「山本事務所 News」も「やまもと事務所 News」にリニューアルしました。

“やさしさ”と”わかりやすさ”をモットーに職員一同、さらに精進してまいります。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

お気軽にお問合わせください！
社会保険労務士法人・行政書士　やまもと事務所
〒277-0832　千葉県柏市北柏三丁目５番地５－１０１
TEL　04-7160-3235
https://www.office-yama.jp
info@office-yama.jp

office Yamamoto